

令和5年4月1日

# 令和5年度 学校いじめ防止基本方針

北茨城市立中郷第一学校長

はじめに

教育は、児童・生徒一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることが目的である。特に小学校教育とは、人間形成の始まりであり、学習の基礎基本の定着、人間関係づくり等修練の場であり、人生の扉を開く鍵に他ならない。人生に踏みいる鍵の開け方の基礎・基本を教えるのが学校の役割であり、児童・生徒が将来に夢をもち、堂々と社会を生き抜く力をつけることが学校の責務である。したがって、学校は、あらゆる場面において児童に感動を与え、児童が将来の夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、いじめを背景としたいたましい事件がたびたび発生しており、深刻に受け止めていかななければならない。

文部科学省からは、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対応ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進すること、また、独立行政法人教職員支援機構や教育委員会と連携し、教職員研修の充実を図ることなどの通知があった。

これらのことから、学校では校長を中心とした一致協力体制を確認することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、全教職員が、児童が発しているサインを見逃すことがないよう危機感をもって常に児童と接するとともに、教員相互の情報交換を行いいじめ撲滅に向け努力していかななければならない。「いじめは絶対に許されない」という認識をもち、いじめのない学校の実現をめざして学校経営を進めてく。

## 1 いじめ防止に向けた本校の基本方針

### (1) 基本理念

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

いじめはどの学校においても、どの児童にも起こりうるという認識に立ち、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することのない対策を講じる。全ての児童が安心して学校生活を送り、主体的に様々な活動に取り組むことができるよう、施策を講じていく。

### (2) 基本姿勢

『全職員が協働・共感し、組織・チームでいじめ防止に取り組む学校を創る。』

- 豊かな情操と道徳心・人権感覚を培う教育を推進し、いじめの未然防止に努める。
- 児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高め、自らを大切にできる心情を育む教育活動を推進する。
- いじめの未然防止を前提とし、早期発見に努め、認知した場合は、迅速に関係各機関との連携を含め、組織で対応し、早期解消につなげる。また、解消後も継続的に支援していく。
- 互いの個性や多様性を認め合い、安全・安心な心の居場所となる学級を、児童自らが作り上げられるような学校を目指す。

## 2 いじめ防止に取り組むための体制

### (1) 「生徒指導協議会」

週1回の職員集会時に、生徒指導主事を中心に児童の様子について情報交換を行い、問題を共有する。取り上げられた内容について、全職員で対応する。

### (2) 「生徒指導対策委員会」

特に問題となる状況が生じた場合には、ケース会議として指導の方向性を話し合う。この会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭（保健主事）・当該学級担任・当該学年主任で構成する。

### (3) 「いじめ防止対策委員会」

いじめの防止を実効的に行うために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。定期的な会議を実施し（兼生徒指導対策委員会）、学校いじめ防止基本方針（含危機管理マニュアル）、いじめ防止のための年間指導計画（含学校安全指導計画）を作成する。いじめの兆候を把握した場合には、その都度臨時に会議を行う。この会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭（保健主事）・当該学級担任・当該学年主任、その他校長が必要と認める者で構成する。

### (4) 「校内サポートチーム」

いじめの重大事態発生時に設置し、被害児童、加害児童、その他の児童に必要なケアや指導を行い、不安を解消するとともに再発防止に努める。

## 3 いじめの防止等に関する措置

### (1) 未然防止

全ての教育活動を通して道徳教育や人権教育に取り組み、心の通う対人交流の素地を養い、社会性を育む。

#### ① 授業、学級活動等

児童が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。ま

た、児童が協力して行う活動を計画的に取り入れることによって、励まし合い、支え合えるいじめの起こりにくい学級をつくる。

## ② 特別活動、学校行事等

全ての児童が活躍できる場面や役割を設定し、他の児童から認められる体験をもつことによって、自己有用感を高める。また、児童（計画委員会）によるなかよし集会を行い、望ましい集団づくりに努める。

## ③ 教育相談と個別面談

いじめを認知し、早期に適切な対応がとれるよう、日頃から児童と接する機会を多くもつことで、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。話を聞き、思いを理解しながら、児童の良さや個性を伸ばせるようアドバイスする。

相談時には児童自身だけでなく、他の児童がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用することにより、教育相談体制を整える。

## ④ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童から定期的な情報を収集し、その把握に努める。インターネットの使用については、発達段階に応じた情報モラル教育を実施し、自ら判断し適切に活用できるようにする。

## ⑤ 偏見や差別に関するいじめ

根拠のない噂話、思い込みによる差別的な発言、人権侵害のないように、人権教育を定期的実施する。

## ⑥ 「いじめ防止フォーラム」の実施

計画委員会を中心に児童が主体となって、「いじめ防止フォーラム」やいじめ防止キャンペーン等を実践させ、いじめの防止に努める。

## (2) 早期発見

全ての教育活動を通じて児童の観察等をする中で、変化を敏感に察知し、いじめの兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合は、早い段階から個別の声掛けや相談等の関わりを持ち、的確に状況把握を行う。

### ① アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を月1回行い、いじめの早期発見に努める。その際、自分のこと、自分の身の回りで起きていることについて記入させ、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

### ② 個人ノートの活用

早期発見の手立ては、児童観察や教育相談以外にも、個人ノート等を活用する。普段の授業で使用するノートの字が汚くなったり、ノートを取らなくなったりする

ことも気になる兆候である。また、自主学習ノートによる日記等からも交友関係の悩み等を把握する。

③ 保護者との連携

学校での児童の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にする。家庭で児童の異変に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

④ 相談窓口の周知

いじめの相談については、担任や養護教諭以外でも話しやすい教員なら誰でもいいことを伝える。その他、電話やメールによる相談窓口などがあることを生徒指導だより、チラシ等により児童や保護者へ周知する。

(3) 早期解消

いじめの連絡、相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策委員会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

① 被害者の保護

「いじめられている児童を必ず守る」ことを最優先とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

② 実態の把握

児童から個別の聴き取り等を実施する。親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。人権に配慮しながら、加害者や周辺の児童から話を聴き、事実関係を的確に把握する。把握した事実を、教育委員会に報告する。

③ 加害者への対応事実確認を行い、「いじめは許さない」という毅然とした姿勢で指導し、いじめをやめさせるとともに、継続的に寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて警察や法務局等の協力を求める。

(4) 事後の対応

① 被害者への対応

全教職員が事実を共有し、解決に向けた支援を行う。養護教諭やスクールカウンセラー等と連携してメンタルヘルス・ケア等を行い、自己肯定感や自己存在感をもたせる場の提供を行う。また、家庭での様子を確認し、今後の指導に生かす。

#### ② 加害者への対応

いじめに至った原因や背景を確認し、心理的環境的要因を家庭、保護者とともに除去、緩和することにより立ち直りの支援を行う。また、指導経過を家庭に報告するとともに、保護者に対する助言を継続的に行う。

#### ③ 観衆、傍観者児童への対応

観衆（はやし立て面白がる存在）は、いじめを助長する存在であり、いじめと同じ行為であり絶対にしてはいけないということを指導する。傍観者は、いじめを抑止する「仲介者」にもなれる存在なので、具体的ないじめの場面を想定した対応スキルが身に付くように指導する。

#### ④ 学校としての取組

いじめがあった事実を真摯に受け止め、学校組織や学級経営の見直しをし、学校評価を生かして改善を図る。いじめに関するアンケート調査やQ Uアンケートの結果を有効に活用し、自己有用感や自尊感情を高め、心の居場所となるいじめのない学級・学校にする。

### 4 重大事態への対応

**【重大事態】** ＊いじめ防止対策推進法 28 条より

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合・金品などに重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続で欠席しているような場合）
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

※ 重大事態と考えられる事案が発生した際には、直ちに北茨城市教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。